

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	文化スポーツ室・観光交流室
監査の種類	平成30年度 定期監査（30監第56号 平成30年12月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成31年 3月20日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務 収入事務において、受領した観覧料の指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	平成31年 3月20日
2 支出事務（その1） 支出事務において、支出負担行為の手続きが行われていない例が認められた。	平成31年 3月20日
3 支出事務（その2） 支出事務において、日々雇用職員の出勤簿が作成されていない例が認められた。	平成31年 3月20日
4 支出事務（その3） 補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。	平成31年 3月20日
5 契約事務（その1） 土地の賃貸借に係る契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。	平成31年 3月20日
6 契約事務（その2） 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	平成31年 3月20日
7 財産管理事務 財産管理事務において、会計管理者の管理下でない現金が保管されている例が認められた。	平成31年 3月20日

指摘一覧	措置通知日
意見又は要望とする事項	
1 特定事項（個別管理計画の策定について）	未措置
2 支出事務（いわき市文化財保存事業費補助金交付要綱の見直しについて）	未措置

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務</p> <p>収入事務において、受領した観覧料の指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 石炭・化石館観覧料については、「いわき市石炭・化石館観覧料徴収及び収納事務委託契約書」に基づき観覧料の徴収及び収納に関する事務を指定管理者が行っているが、平成30年4月27日（金）に指定管理者口座への振込により納入された観覧料については、同契約書第5条第2項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である5月1日（火）までに払い込まなければならないところ、5月9日（水）に払い込まれていた。</p> <p>また、勿来関文学歴史館観覧料においても、現金により受領した観覧料について、同様の例が認められた。</p> <p style="text-align: center;">（観光事業課）</p> <p>2 支出事務（その1）</p> <p>支出事務において、支出負担行為の手続きが行われていない例が認められた。</p> <p>※ 平成30年6月1日付けで、いわき芸術文化交流館ヤマハピアノ保守点検委託契約を締結しているが、監査開始時点（平成30年8月22日）において、市財務規則第62条の規定に基づく支出負担行為書の作成が行われていなかった。【類例3件あり】</p> <p style="text-align: center;">（いわき芸術文化交流館）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>管理者に聞取りしたところ、繁忙期中、失念していたとのことでした。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後、同様のことが起こらないよう、各施設の管理者に指示しました。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>契約を締結するときに、支出負担行為書を作成しなければならないことは認識していたものの、確認不足により当該事務処理を失念したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>監査での指摘後、速やかに支出負担行為書を作成しました。</p> <p>今後は、同様の事案が起こらぬよう、関係職員全員に今回の指摘内容を周知し、改めて認識させるとともに、入札結果報告兼契約締結伺に併せて支出負担行為書を作成することとしました。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>3 支出事務（その2）</p> <p>支出事務において、日々雇用職員の出勤簿が作成されていない例が認められた。</p> <p>※ 体育施設環境整備（勿来弓道場及び川前市民運動場）に係る日々雇用職員について、出勤簿が作成されていなかった。 （スポーツ振興課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>体育施設環境整備に係る日々雇用職員については、雇用日数が1～2日の短期間であり、雇用通知書に基づき、作業が実施されていたため、出勤簿を作成していなかったものであります。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>いわき市賃金支弁職員雇用等管理規程第6条第3項及びいわき市職員服務規程第8条の2の規定に基づき、同服務規程第10号様式を使用し出勤簿を作成することとしました。</p>
<p>4 支出事務（その3）</p> <p>補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。</p> <p>※ いわき桜まつり事業補助金の交付に係る事務について、個別の補助金交付要綱が制定されていなかった。補助金の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、市補助金等交付規則のほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要がある。【類例1件あり】 （観光事業課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>これまで、認識不足により「いわき市補助金等交付規則」のみを事務処理根拠として補助金の交付を行ってきたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>「いわき市まつり事業補助金交付要綱」の制定に係る事務処理を進めているところであり、平成31年度の補助金交付から適用してまいります。</p>
<p>5 契約事務（その1）</p> <p>土地の賃貸借に係る契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 夏井川公衆トイレ敷に係る土地の賃貸借については、契約期間を平成17年3月1日から平成17年3月31日までとし、平成17年4月1日以降は、契約期間満了の2か月前までに解除の申し入れをしない場合1年間の延長とする契約であることから、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>これまでは、債務負担行為もしくは条件付解除条項を契約書に設けることを、失念しておりました。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>平成31年度の契約からの適用に向けて、相手方と変更契約締結の事務を進めております。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>行為を設定しておくか、同法第234条の3に規定する長期継続契約を適用し、次年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除する旨のいわゆる「条件付解除条項」を契約書に設ける必要があるが、いずれの措置も講じられていなかった。</p> <p>(観光事業課)</p> <p>6 契約事務 (その2)</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ いわき芸術文化交流館別館中練習室1ピアノ修繕に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p>なお、スポーツ振興課の内郷市民運動場漏電ブレーカ修繕においても、同様の例が認められた。</p> <p>(いわき芸術文化交流館、スポーツ振興課)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>本件については、請書を作成するにあたって、関係職員の認識不足により、「相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合には当該契約を解除することができる旨の条項」が記載されていない古い様式を使用してしまったことにより発生したものです。</p> <p>(いわき芸術文化交流館)</p> <p>当該契約については、関係職員の認識不足により、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による必要な措置を講じていなかったものであります。</p> <p>(スポーツ振興課)</p> <p>[措置した内容]</p> <p>契約事務に係わる職員全員が、当該条項について確認し、理解を深め、今後該当する契約事務が発生した場合には記載漏れがないよう全員でチェックすることとしました。</p> <p>(いわき芸術文化交流館)</p> <p>いわき市物件供給契約書に準じて、請書中の文言を次のとおり修正し、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による必要な措置を講じました。</p> <p>(スポーツ振興課)</p> <p>修正前：「いわき市財務規則を遵守のうえ請け負います。」</p> <p>修正後：「いわき市財務規則及びいわき市物件供給契約約款を遵守のうえ請け</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>7 財産管理事務</p> <p>財産管理事務において、会計管理者の管理下でない現金が保管されている例が認められた。</p> <p>※ 美術館の受付業務において、観覧料及び図録売上金の徴収保管に係るつり銭の運用を確認したところ、受付業務用つり銭及び事務室用として、会計管理者の管理下でない現金10万円が保管されていた。</p> <p style="text-align: right;">(美術館)</p>	<p style="text-align: center;">負います。」</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>ミュージアムショップをもたないいわき市立美術館の企画展開催時、企画展の物販は美術館友の会がしております。開館当初、入場者が多く観覧料等のつり銭を当日分で処理しきれなかったため、美術館友の会が物販で準備したつり銭のほかに、美術館の分も準備したものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>会計管理者につり銭の交付を依頼しました。</p> <p>今後は、会計管理者から交付を受け、いわき市つり銭用資金取扱要綱に基づき、適正な事務処理に努めて参ります。</p>